

船舶戦争保険航路定限（世界水域）

（令和4年4月 20日改正）

一般世界水域。ただし、次に掲げる国の領海、港津および水域（別段の規定がある場合を除き、沖合い施設および沿岸から12海里までの隣接海域等を含みます。）を除きます。

- (A) ナイジェリア
- (B) ベナン
- (C) トーゴ
- (D) ギニア湾

ただし、下記(a)～(c)の点を結び囲まれた水域にかぎります。

- (a) トーゴ沿岸の北緯6度6分45秒、東経1度12分
- (b) 公海の南緯0度40分、東経3度
- (c) ロベス岬の南緯0度40分、東経8度42分

ただし、沿岸から30海里を超えて通航する場合は、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

- (E) ソマリア
- (F) シリア
- (G) イラク

ただし、Al Basra（旧Mina al Bakr）、Khor al-Amaya、その他、国際的に他国と認識されている水域を除く、沿岸から12海里を超えて50海里未満のイラクのoffshore oil terminalsへの寄航を含みます。

- (H) サウジアラビア

- (a) ペルシャ湾/アラビア湾沿岸
- (b) 紅海沿岸

ただし、(b)については、同国が領海として主張する海域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

- (I) イスラエル
- (J) レバノン
- (K) イエメン

ただし、同国が領海として主張する海域を通航する場合でも、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

- (L) エリトリア

ただし、北緯15度以南にかぎります。

- (M) インド洋/アデン湾/南紅海

ただし、下記(a)～(f)により囲まれた水域にかぎります。

- (a) 北緯15度以南の紅海
- (b) イエメン国境の北緯16度38分5秒、東経53度6分5秒
- (c) 公海の北緯14度55分、東経53度50分
- (d) 公海の北緯10度48分、東経60度15分
- (e) 公海の南緯6度45分、東経48度45分
- (f) ソマリア国境の南緯1度40分、東経41度34分

ただし、別段の規定がある場合を除き、沿岸から12海里までの隣接海域を除く。

- (N) ベネズエラ

本土沿岸から200海里以内の同国排他的経済水域内にある沖合い施設への寄航を含みます。

ただし、

- (1) 上記海域内にあって、同国に属さない島、属領または国の領海12海里以内にある施設を含みません。
- (2) 積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同様の目的で、上記海域内の港や場所への寄航または通航の中断を行わないかぎり、適用しません。

- (O) イラン
- (P) リビア
- (Q) パキスタン

- (R) オマーン

ただし、ムサンダム行政区域にかぎる。

(S)ペルシャ湾/アラビア湾

アルハッド岬の北緯22度42分5秒、東経59度54分5秒と
イランとパキスタンの国境の北緯25度10分5秒、東経61度37分5秒
を結んだ線以西のオマーン湾を含む。
ただし、別段の規定がある場合を除き、沿岸から12海里までの隣接海域を除く。

(T)アラブ首長国連邦

(U)デルガド州(モザンビーク北部からタンザニア南部の国境沿い沿岸)

下記(a)～(d)に囲まれた沿岸50海里以内の水域を含む。

(a)ムナジ湾の南緯10度19分6秒、東経40度18分9秒

(b)公海の南緯9度50分7秒、東経41度7分6秒

(c)ルリオ湾の南緯13度30分、東経40度31分6秒

(d)公海の南緯13度30分、東経41度28分8秒

(V)ヨーロッパ

ただし、下記(1)～(4)で定義する水域に限る。

(1) 下記(a)～(e)により囲まれたアゾフ海/黒海の水域

(a)ウクライナ/ルーマニア国境の北緯45度10.858分、

東経29度45.929分から公海の北緯45度11.235分、東経29度51.140分を結ぶ線

(b) 公海の北緯45度11.474分、東経29度59.563分から公海の北緯45度5.354分、

東経30度2.408分を結ぶ線

(c) 公海の北緯44度46.625分、東経30度58.722分から公海の北緯44度44.244分、

東経31度10.497分を結ぶ線

(d) 公海の北緯44度2.877分、東経31度24.602分から公海の北緯43度27.091分、

東経31度19.954分を結ぶ線

(e) ロシア/ジョージア国境の北緯43度23.126分、東経40度0.599分

(2) ウクライナの内陸水域全域

(3) ロシアの内陸水域のうち、下記(a)～(c)の地域に該当する箇所

(a) クリミア半島

(b) ドン川(アゾフ海に面する河口から東経41度までの間)

(c) ドネツ川(ドン川との交点からウクライナとの国境までの間)

(4) 北緯52度30分以南のベラルーシの内陸水域

(W)ロシア*

*ロシアが主権を主張している千島列島の一部を含みます。

ただし、宗谷海峡およびロシアが主権を主張している千島列島沿岸12海里以内の水域を通航する船舶については、積荷、貯蔵品の積み降ろしまたは人員の乗下船もしくは同種の目的で、上記水域内の港や場所への寄港または通航の中断を行わないかぎり、除外水域として扱いません。